

「つるぎ町河川氾濫災害危険区域に関する条例」の制定について

2023年6月20日

1. 災害危険区域を指定する理由について

河川整備の目的として

吉野川の氾濫から、住民の生命、貴重な宅地等の資産の消失を最小限にとどめ、地域住民の生活環境を保全しつつ、浸水被害を軽減することを目的としている。

災害防止のために全てを対応するには膨大な費用が必要

----- 堤防整備事業とセットの対策 -----

吉野川の氾濫に於いて、床下・床上浸水などの被害に見舞われた事業所及び住家が密集しているところについては国交省が堤防を施工する。

①堤防整備事業

堤防計画高水位より低い土地

吉野川の氾濫(大規模)に於いて、浸水する恐れのある低い土地(田・畑・山林など)を町が災害危険区域に指定する。

②災害危険区域の指定

堤防計画高水位より低い位置にある既存の住家を町が浸水対策等を施工する。

③個別対策事業

新たに生活拠点とする人を制限し、氾濫時の危険性をなくす。

効率的・経済的に住む人の暮らしを守る。

吉野川流域で生活する人々の安全・安心な暮らしを守る必要があることから、建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し、建築の制限を行う「つるぎ町河川氾濫災害危険区域に関する条例」を制定する。

建築基準法第39条第1項において、地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。

2. 災害危険区域の建築制限について

建築制限の対象となる建物

住宅、アパート、マンション、事業所(事務所)など居住用の建物が制限の対象になります。

※ 町長が認める範囲で、農業用倉庫、簡易な資材倉庫、ビニールハウス、太陽光発電施設などは制限の対象となりません。なお、許可申請書の提出が必要です。

制限の対象外



制限の対象



3. 災害危険区域を定める土地について

- 半田 東毛田地区 約 700㎡(4筆)
 - 半田 小野地区 約 9,700㎡(32筆)
 - 半田 松生地区 約36,100㎡(68筆)
 - 半田 中藪地区 約41,100㎡(68筆)
- 合計 約87,600㎡(172筆)

令和3年4月1日制定

令和4年8月18日変更(地番指定の一筆解除)

令和5年4月1日変更(指定面積の修正)

令和5年6月20日変更(地番指定の二筆解除)